

名誉会員規程

（目的）

第1条 一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下、「本会」とする）定款第5条に掲げる本会の名誉会員についてこの規程に定める。

（選任基準）

第2条 名誉会員の選任基準は、25年以上にわたり本会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた65歳以上の会員の中から理事会が推薦して、定款第18条に準じ総会で承認を得た者とする。

（任期）

第3条 名誉会員は、本人の申し出及び本会の名誉を著しく損なわない限り、永久に会員資格を与える。また、名誉会員除名の判断は、理事会にてその名誉毀損の事実を諮り、総会にて決議する。

（年会費）

第4条 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

（待遇）

第5条 名誉会員に対する待遇は次のとおりとする。

- （1）名誉会員に推薦されたものは、入会手続きを経ることなく、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。
- （2）名誉会員は、本会が主催する学会・研修会・懇親会等すべての行事への参加を無料とする。

（委任）

第6条 この規程に定められていない事項及びこの規程の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定めるものとする。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、令和6年4月1日より施行する。

【参考】

名誉会員リスト

年度	氏名
令和6年度	内藤康三（ナイトウ コウゾウ）氏
	坂本雅昭（サカモト マサアキ）氏
	高麗寿史（コウマ ヒサシ）氏
令和7年度	後閑浩之（ゴカン ヒロユキ）氏

注意：名誉会員が退会した際、本リストから削除する。